

宇土市創業支援事業補助金

宇土市では、宇土市内で創業する方に、創業時に要する経費の一部を補助します。

制度の概要 ※他にも要件があります。詳細はお問い合わせください。

対象者	宇土市内で創業し、創業後は宇土市商工会に加盟する者 <u>特定創業支援等事業による支援を受け、3年以上継続して事業が行える事業計画を有していること</u>
対象経費	テナントなどの賃借料、店舗建設や施設の改修費、設備機器等の購入費、マーケティング経費
対象外経費	土地購入費、人件費、消耗品費、汎用性が高いものの購入費、切手購入費、単価2万円以下の備品
補助額	対象経費の2／3以内で、1事業者あたり100万円を上限とする。（1,000円未満切り捨て）

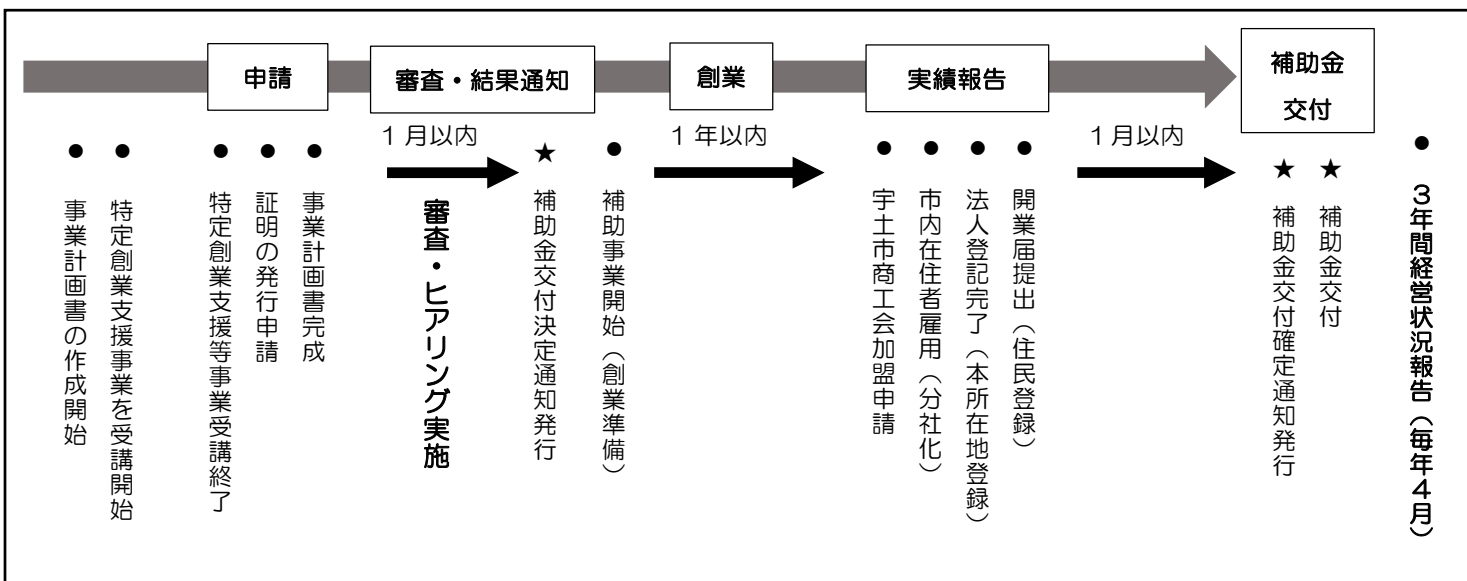
補助スキーム ※期間は目安となっています。状況次第で期間が長短します。

特定創業支援等事業とは

創業希望者に、創業するための知識や事業計画書の作成を支援するために、宇土市商工会において経営指導員から1月以上にわたり、計4回以上個別創業塾（経営・財務・人材育成・販路開拓等）の指導を無料で受けることができる事業です。

※宇土市以外の市町村でも特定創業支援等事業を行っていますので、受講する場合は、各市町村にお尋ねください。

※特定創業支援を受けることで、会社設立時の登録免許税の減免、創業関連保証の特例、日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ等を受けることができます。



補助金申請書類

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2又は3号）
- ・ 特定創業支援事業受講証明書
- ・ 賃貸契約写し
- ・ 対象経費見積書
- ・ 事業所の位置図及び平面図
- ・ 雇用誓約書（分社化）
- ・ 非暴力団の誓約書（様式第4号）
- ・ 同意書